原告中石直美さんは、

速見由昭弁護士にわたしこと被告中石滋雄が発信した不適切メールに対して警告を発信させることもなく、

いや、ご丁寧に、わたしこと被告中石滋雄が外出しているのを知りながら、診療所内のほとんど使用していないメールアドレスに警告メールを発信させ、

娘に、“パパ、そんなことしたら、ほんとにつかまるよ。”というような電話をさせることもなく、

わたしこと被告中石滋雄が直談判にいくことをわかりながら、

速見由昭弁護士をして事務所の前に警察官を多数待機させたのです。

わたしなら、いくら、離婚について係争中であったとしても、

妻が、もし、自分の弁護士に危害を加えるようなことの可能性がほんのすこしでもあれば、

みずから身体を張ってでも、絶対にとめにいきます。

それが家族というものでしょう。

原告中石直美さんの娘３人はわたしこと被告中石滋雄の娘でもありますが、

父親が拘留され、自分たちをはぐくんでくれた父親の経営する医院が、

廃院の危機に追い込まれていることを知りながら、

母親を説得して、

釈放させる努力をしませんでした。

速見由昭弁護士が示談で提示した、

今後二度と川口家の人と接触しないようにという条件を承諾します。

その川口家の人には、中石直美さんが離婚して川口直美さんとなった場合、

わたしこと被告中石滋雄の３人の娘も含みます。

また、わたしこと被告中石滋雄は、大阪簡易裁判所で開廷された一審において有罪判決をうけ、それが確定しました。わたしこと被告中石滋雄は、①医道審議会に諮問されたことが判明した場合、②大和上六ビルから退去を求められた場合はただちに、そして、そうでない場合でも、③令和９年３月３１日をもって中石内科医院を廃院いたします。